

「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の改正内容

2021年4月1日の法改正に伴い、「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の内容が一部改正となりましたので、お知らせいたします。

改正前	改正後
第1条 特約の適用範囲 (2) ① 預金者が口座開設時点において20歳以上50歳未満であること ④ 預金者が前号の契約にもとづき2015年12月1日から <u>2021年3月31日</u> までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること	第1条 特約の適用範囲 (2) ① 預金者が口座開設時点において20歳以上 <u>(2022年4月1日以後は18歳以上)</u> 50歳未満であること ④ 預金者が前号の契約にもとづき2015年12月1日から <u>2023年3月31日</u> までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること

※「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」の一部改正後の全文は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。